

○苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例施行規則

令和3年6月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例(令和3年苅田町条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カーボンニュートラルに資する設備投資 現に本町内に所有する土地(親会社及びその子会社による所有も含む。)において製造業を営む事業所を有する事業者が、政府が掲げた「2050年カーボンニュートラル」に資すると町長が認める、大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備(ただし、償却資産に限る。)又は生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備(ただし、償却資産に限る。)を本町内に所有する土地の事業所に設置することをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電所の新設 事業者が新規に土地を取得(親会社及びその子会社による取得も含む。)し、本町内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源による発電所(以下「再生可能エネルギー発電所」という。)を設置することをいう。
- (3) 親会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。
- (4) 子会社 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
- (5) 対象地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び同法第20条第1項により告示された地区計画の区域
- (6) 対象業種 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定

める業種である製造業又は発電所

- (7) 投下固定資産総額 事業の用に直接供するための土地、家屋及び償却資産を取得するために要した費用の総額をいう。
- (8) 土地 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第2号に規定する土地であって、事業所の用に供するために取得するものをいう。
- (9) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。
- (10) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、構築物、建物附属設備、機械及び装置(機械及び装置については、単品で10万円未満のものを除く。)をいう。
- (11) 操業開始 カーボンニュートラルに資する設備投資等を行った事業者が、全体として稼働を開始することをいう。

(奨励金の種別)

第3条 条例第3条に規定する奨励金は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備投資促進奨励金
 - (2) 立地促進奨励金
- (交付要件等)

第4条 奨励金の種別、対象地域、対象条件、対象業種、交付要件及び交付額等は、別表のとおりとする。

(奨励事業所の指定申請及び指定)

第5条 条例第3条に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、操業開始するまでに奨励事業所指定申請書(様式第1号)に当該奨励措置を受けようとするカーボンニュートラルに資する設備投資等に係る事業計画書を添えて、町長に提出し、奨励措置の対象事業所(以下「奨励事業所」という。)として指定を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書に基づく投下固定資産等を対象として、苅田町企業立地促進条例(平成27年苅田町条例第34号)に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、同項の指定申請をすることができない。
- 3 町長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を奨励事業所として指定し、奨励事業所指定書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請をした者が次の各号

に掲げる者のいずれかに該当するときは、同項の指定を行わないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員が役員となっている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 町税その他の公課を滞納している者

5 町長は、必要があると認めるときは、第3項の指定に条件を付けることができる。

(計画変更申請及び承認)

第6条 奨励事業所として指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)が、次条に規定する操業開始届を提出するまでの間において、前条第1項に規定する書類の記載事項について変更があるときは、あらかじめ計画変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、計画変更承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(操業開始の報告)

第7条 指定事業者は、事業所の操業開始をしたときは、速やかに操業開始届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金交付申請及び決定)

第8条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、操業開始後、操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)に課される固定資産税を完納した日以降の4月1日から10月31日まで(4月1日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に該する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日以後において最も近い日曜日等でない日、10月31日が日曜日等に当たるときは、その日以前において最も近い日曜日等でない日)に奨励金交付申請書(様式第6号)により交付を申請しなければならない。

2 町長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 前条第2項の規定による決定通知を受けた指定事業者が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、当該交付決定日から起算して30日以内に奨励金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の地位の承継)

第10条 指定事業者は、相続、合併、譲渡その他の事由によりカーボンニュートラルに資する設備投資等又は当該事業所における事業について他事業者に承継する必要が生じたときは、事業承継届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適當と認めるときは、これを承認するものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者が第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、同項の承認を行わないものとする。

4 第5条第5項の規定は、第2項の承認について準用する。

(事業の休廃止)

第11条 指定事業者は、事業の全部若しくは一部を休止又は廃止したときは、速やかに事業休廃止届(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 町長は、指定事業者(第10条の規定により指定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 土地を新規に取得した日から5年を経過しても、なお事業所の操業開始が認められないとき。

(2) カーボンニュートラルに資する設備投資等の見込みがないと町長が認めたとき。

(3) 事業を休廃止し、又はこれと同様の状態にあると町長が認めたと

き。

- (4) 虚偽の申請その他の不正の手段によって奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
 - (5) 指定の辞退を申し出たとき。
 - (6) 町税その他の公課を滞納したとき。
 - (7) 条例及びこの規則に定める報告並びに届出を拒否し、又は虚偽の報告及び届出をしたとき。
 - (8) 第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当したとき。
 - (9) その他指定事業者として適当でないと町長が認めたとき。
- (奨励措置の決定の取消し等)

第13条 町長は、第8条第2項の決定を受けた者(以下「決定事業者」という。第10条の規定により決定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 条例若しくはこの規則又は奨励措置の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により奨励措置を受けたとき。
- (3) 前条の規定により指定が取り消されたとき。
- (4) 事業所の操業開始後10年以内に、事業所を奨励措置に係る事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。
- (5) 事業所の操業開始後10年以内に、その事業所を廃止したとき、又はこれと同様の状態にあると町長が認めたとき。
- (6) 奨励措置の全部又は一部の辞退を申し出たとき。
- (7) その他奨励措置を行うことが適当でないと町長が認めたとき。

(報告及び調査)

第14条 町長は、指定事業者及び決定事業者に対し、事業の実施等について報告を求め、必要な調査又は指示を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の規定は、令和3年4月1日からこの規則の施行日までの間に操業開始したものに限り、第5条第1項中「操業開始するまでに」とあるのは、「この規則の施行日以後、速やかに」と読み替えるものとする。

別表(第4条関係)

事業者区分	カーボンニュートラルに資する設備投資事業者	再生可能エネルギー発電所の新設事業者
奨励金の種別	設備投資促進奨励金	立地促進奨励金
対象地域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び同法第20条第1項により告示された地区計画の区域	
対象条件	所有する土地に対し、カーボンニュートラルに資する設備の設置	土地の取得
対象業種	製造業	発電所
交付要件	カーボンニュートラルに資すると町長が認める次の設備投資に係る投下固定資産総額10億円以上 ①大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備（ただし、償却資産に限る。） ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備（ただし、償却資産に限る。）	投下固定資産総額10億円以上
交付額	交付要件を満たす償却資産に課される固定資産税	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1)

	相当額(1回限り)	回限り)
限度額		1.5億円
備考	<p>奨励金の額は、上記に基づき算出する。ただし、奨励金の各種類ごとに定める限度額以下とし、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。</p> <p>固定資産税相当額とは、操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)に課される固定資産税相当額のこと。</p>	